

枚方市議会 厚生常任委員会

所管事務調査報告

—保育所待機児童対策について—

平成25年3月5日

目 次

1. はじめに	1
2. 保育所待機児童対策の現状について（調査）	2
(1) 本市における保育所待機児童対策の現状について	2
(2) 保育所待機児童対策に関する国の動向について	6
3. 今後の保育所待機児童対策について（提言）	8
(1) 本市における保育所待機児童対策の今後の方向性について（総論）	9
(2) 本市において実施可能な保育所待機児童対策について（各論）	10
4. おわりに	16
5. 開催状況	17
6. 厚生常任委員名簿	18

1. はじめに

本市においては、都市ブランドとして「健康医療都市」、「教育文化都市」を掲げ、市外の人に住みたいと思ってもらえるような、また、市民が住み続けたいと思ってもらえるような定住志向のまちづくりを進めています。

こうした本市のまちづくりの中で、現在の課題としては、平成26年4月に予定されている中核市への移行をいかに円滑に進めるか、枚方市駅周辺の再整備により本市の玄関口にふさわしいにぎわいをいかに創出するかなどが挙げられ、こうした課題に対しては、首長とともに二元代表制の一翼を担う地方議会としても、民意に基づく積極的な取り組みが求められています。

本市議会では、こうした地方議会の役割を十分に発揮できるよう、調査特別委員会を設置して議会改革の取り組みを進めていますが、正副議長からは、各常任委員会でも、本来有する所管事務調査の権限を積極的に行使することで、行政課題の解決に資することができないかとの提案がありました。

そもそも、地方自治法第109条第2項は、「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査」を行う旨を規定しています。この規定を根拠に、常任委員会が自主的に本市の事務について行う調査を「所管事務調査」といい、常任委員会の発議により、本会議から独立して権限を行使する点で、本会議から付託された議案の審査とは異なります。

そこで、本委員会としても、まずは所管事務調査を実施する方針を固め、次にどのようなテーマ（調査事件）で調査を実施するか、委員間で協議を行いました。本委員会の所管は、健康、福祉、医療に関する事務を初め、環境、衛生に関する事務も含まれるなど幅広く、委員からもさまざまな意見がありました。最終的には、本市において喫緊の課題の一つとなっている「保育所待機児童対策について」を調査事件とすることに決定しました。

認可保育所に入所を申し込んでいても入所できない「保育所待機児童」は、近年の経済不況を背景とする共働き世帯の増加などにより、全国的な少子化傾向にもかかわらず、特に都市部で多く発生しています。本市でも、年度当初における「待機児童ゼロ」を目指し、認可保育所の定員増を基本とした対策を継続的に実施していますが、平成21年度から4年連続で年度当初に保育所待機児童が発生するなど、状況は深刻さを増しています。

そこで、まず、本委員会では、本市における保育所待機児童対策の現状について、担当の子ども青少年部から説明を受け、疑問点をただしながら、課題に対する認識を新たにしました。

一方、国の動きに目を転じると、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、最短で平成27年度からの本格施行が予定されています。今後は、これらの法律に基づく新たな枠組みの中で子育て支援施策を実施することが想定されることから、特に保育所待機児童対策に関する国の動向についても、子ども青少年部から説明を受け、質疑応答により理解を深めました。

また、本委員会の先進都市研修として、同じく保育所待機児童問題を抱える福岡市を訪れ、担当者から説明を受けるなど、本市にも大いに参考となる先進的な取り組みを学ぶことができました。

これらの調査結果を踏まえ、各委員が市議会議員として直接耳にする市民の声も参考にしながら、今後の保育所待機児童対策について、基本的な方向性はいかにあるべきか、本市において実施可能と考えられる保育所待機児童対策にはどのようなものがあるかなどについて、委員間で協議を行う中で、建設的な提言が数多く出されました。

こうした提言を、今後、本市が保育所待機児童対策を進める上でぜひ参考にさせていただきたく、今回、本委員会における所管事務調査の経過を取りまとめ、本書により報告するものです。

2. 保育所待機児童対策の現状について（調査）

今後の保育所待機児童対策の在り方を考える前提として、まずは、正確な現状把握が必要となります。そこで、本委員会では、前述のとおり、本市における保育所待機児童対策の現状について、また、保育所待機児童対策に関する国の動向について、それぞれ子ども青少年部から資料の提示と説明を受け、その後、質疑応答を行うことにより、調査を実施しました。以下では、その調査内容を順に記載します。

(1) 本市における保育所待機児童対策の現状について

本市における保育所待機児童対策の現状を理解するためには、就学前児

童数の推移や就学前児童の保育等の状況など、基礎的なデータを調査する必要があります。以下では、こうしたデータにも触れています。

また、本市においては、多様な保育ニーズに応じた種々の保育サービスを実施しています。こうしたサービスを有効に活用することで、保育所待機児童の解消につながる場合もあることから、あわせて紹介しています。

① 本市における就学前児童数の推移について

住民基本台帳等によると、本市における就学前児童（0歳児から5歳児まで）の数は、平成19年度当初で2万2,720人となっています。

この平成19年度以降、就学前児童数は逡減しており、平成24年度当初で2万1,786人と、5年間で934人減少するなど、本市においても徐々に少子化が進行していることがうかがえます。

また、就学前児童数の前年度からの減少幅を見ると、平成19年度から平成22年度にかけては毎年度平均160人弱の減少で推移してきたところ、平成23年度から平成24年度にかけては300人を上回る減少となっており、少子化のさらなる進行とも受け取れる状況です。こうした少子化の進行は、長期的な保育ニーズと深く関連しており、今後、その動向を慎重に見極める必要があります。

② 本市における就学前児童の保育等の状況について

平成24年度当初の就学前児童数は、前述のとおり2万1,786人ですが、保育等の状況別による内訳は、保育所入所児童数が6,549人、幼稚園入園児童数（5月1日現在）が6,568人、在宅等児童数（在宅のほか認可外保育施設利用児童等を含む）が8,669人となっています。

次に、それぞれの推移を見ると、就学前児童数が減少する中、幼稚園入園児童数も、平成19年度当初の6,804人から236人減少しています（ただし、平成23年度から平成24年度にかけては61人増加）。また、在宅等児童数は、平成19年度当初の9,857人から1,188人も大きな減少となっています。

これに対し、保育所入所児童数は、平成19年度当初の6,059人と

比較して490人の増加となっており、就学前児童数に占める保育所入所児童数の割合は、平成19年度当初の26.7%から平成24年度当初には30.1%へと大きく増加しています。これは、リーマンショック以降の社会・経済情勢の悪化に伴い、共働きに移行する世帯が増えていることが影響していると考えられます。

なお、前述のとおり、平成24年度当初において、保育所入所児童数は6,549人ですが、本市の認可保育所の定員の総計は5,863人となっています。残りの686人は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすことを条件とした定員の弾力運用による入所となっており、結果として、保育所定員を111.7%まで拡大したのと同じ効果を生んでいます。

年度中においても、こうした弾力運用で保育所待機児童の解消を図っている現状がありますが、平成24年9月1日現在、認可保育所の入所者数は定員の116.1%となっており、各保育所の状況を考慮すれば、特に1・2歳児では、これ以上の弾力化は難しい状況です。

③ 本市における保育所待機児童対策について

本市においては、既存保育所の定員増、定員の弾力化等の取り組みにより、平成9年度をピークに、平成16年度には保育所待機児童が解消しました。その後、平成20年度までは年度当初の「待機児童ゼロ」を達成していましたが、前述のとおり、リーマンショック以降の厳しい社会・経済情勢の影響などにより、平成21年度からは再び年度当初において保育所待機児童が発生しています。平成24年度当初においても、中部エリアで14人、南部エリアで18人、計32人の保育所待機児童が発生している状況です。

この間における本市の保育所待機児童対策は、主に平成22年3月に策定した「枚方市新子ども育成計画（後期計画）」に基づき推進していますが、厳しい社会・経済情勢を背景に保育ニーズが見込みを大きく上回ったことから、保育サービスの量的拡大を緊急かつ最重点の課題と位置付け、計画を前倒しして認可保育所の定員増を図っています。

具体的には、公・私立保育園の増・改築等による定員増、公立保育所の民営化に合わせた定員増を中心に取り組みを進めるとともに、さらに、保育所待機児童の多い1・2歳児に焦点を当て、高陵幼稚園の余裕保育室を活用した禁野保育所分園の設置による定員増にも取り組みました。

これらにより、平成24年度当初の認可保育所の定員は、平成19年度当初から合計で310人増加しています。また、そのエリア別の内訳は、北部15人、中部45人、南部150人、東部100人となっています。

さらに、既に予算化して私立保育園の増・改築等による定員増を進めているところが合計で170人、今後予算化を予定されている公立保育所4カ所の民営化に合わせた定員増が合計で120人となっており、これらを合わせると、定員増の取り組みの総計は600人となります。

④ 本市におけるその他の保育サービスについて

ア. 簡易保育施設

本市では、認可外保育施設のうち、本市の独自要件を満たす保育施設3か所を「簡易保育施設」として、運営費の補助を行っています。

この簡易保育施設は、認可保育所に入所待機中の0歳児から2歳児までが利用でき、保育料は認可保育所と同様です。

また、全施設で延長保育を実施しており、認可保育所と同様、フルタイムで働く保護者の保育ニーズに対応できるため、認可保育所を補完する役割を担っています。

イ. 特定保育

「特定保育」は、週2～3日程度のパートタイムなど短時間勤務者の乳幼児を預かる事業で、平成23年度は私立幼稚園10園で実施されました。その延べ利用人数は1万1,899人と逡増傾向にあるため、平成24年度からは13園に拡大して実施されています。

この事業は、認可保育所の専用室で実施されており、保育環境は認

可保育所と同様となっています。

ウ. 一時預かり

「一時預かり」は、保護者の傷病、入院等の緊急時や育児に疲れたときなど、家庭において一時的に乳幼児の保育ができない場合に保育所で預かる事業で、保育環境は特定保育と同じです。

平成23年度の延べ利用人数は1万2,474人と、これも逡増傾向にあるため、平成24年度からは13園に拡大して実施されているのは特定保育と同様です。

エ. ファミリーサポート

「ファミリーサポート」は、保育所や幼稚園への送迎をしてほしい、保育所や幼稚園の開始前または終了後に預けたいなど子育ての援助を受けたい人と、そうした援助を行う人が相互援助活動を行う有償ボランティアの会員組織です。

平成23年度末においては、登録会員数が1,485人、活動件数が2,678件と、おおむね逡増傾向にあります。

なお、登録会員数の内訳は、援助を受ける「依頼会員」が1,086人、援助を行う「提供会員」が254人、どちらも行う「両方会員」が145人となっています。こうした会員数のアンバランスがあっても、依頼会員すべてが、日常、頻繁に利用しているわけではないことから、円滑に運営できているとのことでした。

(2) 保育所待機児童対策に関する国の動向について

保育所待機児童対策に関する国の動きのうち最も大きなものとしては、平成24年8月の子ども・子育て関連3法の成立が挙げられます。

これにより、少子化の進行や深刻な保育所待機児童問題など、子育てを巡る現状と課題の改善、解決に向けて、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供や、保育の量的拡大・確保などを目的とした新しい枠組みが形作られようとしています。

現時点では詳細が不明な点もありますが、以下では、子ども・子育て関連3法のポイントのうち、特に保育所待機児童対策に関係が深いと考えられる「認定こども園制度の改善」、「施設型給付と地域型保育給付の創設」の2点について簡単に紹介するとともに、本格施行までの今後のスケジュール等についても記載します。

① 子ども・子育て関連3法のポイントについて

ア. 認定こども園制度の改善

認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、「幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組み」として制度化されたもので、①幼保連携型、②保育所型、③幼稚園型、④地方裁量型の4つの類型があります。

このうち、幼保連携型の認定こども園は、認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な保育を行うものです。しかし、現在、幼稚園の認可（文部科学省が所管）と保育所の認可（厚生労働省が所管）の両方を受ける必要があることや、運営開始後の指導、監督や財政措置についても幼稚園に関するものと保育所に関するものの2つがあるため、運営開始時や開始後でも手続きが非常に煩雑なものとなっていることから、なかなか普及が進まないという現状があります。

そこで、今回、幼保連携型の認定こども園の運営を容易にし、その普及、拡大を図るため、運営開始時に必要となる認可と、運営開始後の指導、監督や財政措置の所管を内閣府に一元化するという制度改善が行われます。

イ. 施設型給付と地域型保育給付の創設

子ども・子育て関連3法のうち、今回、新たに成立した子ども・子育て支援法において、施設型給付と地域型保育給付が創設されます。

まず、施設型給付ですが、これは認定こども園、幼稚園、保育所と

いう教育・保育施設に共通の給付です。先ほど「ア．認定こども園制度の改善」の項でも述べましたが、現在、財政面における国の窓口は、幼稚園が文部科学省、保育所が厚生労働省、認定こども園はその両方となっています。こうした給付の流れを一本化し、今後は、子ども・子育て支援法に基づき、内閣府から給付が行われます。

次に、地域型保育給付ですが、これは多様な保育事業を実施することにより、特に都市部において待機児童解消を図るためのものです。給付の対象としては、①小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、②家庭的保育（利用定員5人以下）、③居宅訪問型保育、④事業所内保育の4つの保育事業が挙げられており、その認可は市町村が行うものとされています。

② 子ども・子育て関連3法本格施行までのスケジュール等について

国においては、平成25年4月、内閣府に「子ども・子育て会議」を設置し、同年秋ごろに子ども・子育て支援法に規定する基本指針を公表する予定とされています。

これを受け、本市においても地方版の「子ども・子育て会議」を設置するなどして、最短で平成27年度から予定されている子ども・子育て関連3法の本格施行に向け、平成26年度前半までに子育て家庭の状況や需要を把握し、上記の給付や事業を組み合わせた供給計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法第61条）を作成する必要があります。

3. 今後の保育所待機児童対策について（提言）

本委員会では、保育所待機児童対策の現状についての調査結果を踏まえ、今後の保育所待機児童対策に関する建設的な提言が数多く出されましたが、その内容は多岐にわたっています。そこで、こうした提言内容を「本市における保育所待機児童対策の今後の方向性について」という総論と、「本市において実施可能な保育所待機児童対策について」という各論の2つに整理し、以下で順に記載します。

(1) 本市における保育所待機児童対策の今後の方向性について（総論）

前述したとおり、現在、本市では、①年度当初の「待機児童ゼロ」を目指し、②新子ども育成計画（後期計画）の目標を前倒しして、③私立保育園の増・改築等による定員増、④公立保育所の民営化に合わせた定員増を中心とした保育所待機児童対策を進めています。

こうした現状に対し、まず、①年度当初の「待機児童ゼロ」を目指している点については、平成24年9月1日現在377人もの保育所待機児童が発生している現状を見ると、余りにも目標として低すぎるのではないかと、やはり年間を通じた「待機児童ゼロ」を目標に掲げるべきではないかという意見がありました。

次に、②新子ども育成計画（後期計画）の目標を前倒ししている点については、既に当初の目標を達成しており、実際の定員増の取り組みに合わせて目標を時点修正するのではなく、計画そのものを見直すべきとの意見も聞かれました。また、こうした計画の見直し時には、潜在的な保育ニーズも考慮すべきではないかとの意見がありました。

次に、③私立保育園の増・改築等による定員増については、それだけではなく、公立保育所を新設すべきで、その方が、保育需要が減少に転じたときにも、撤退が容易であるとの意見がありました。一方で、厳しい財政状況の中、本市の財源が限られており、現在のように、私立保育園と連携しながら保育所待機児童対策を進めるべきとの意見や、少子化が進み、いずれは保育需要が減少することがわかっている以上、公立保育所を新設するのは難しいという意見もありました。

次に、④公立保育所の民営化に合わせた定員増については、公立保育所の民営化そのものに反対する意見も聞かれましたが、逆に、これを推進し、そこで削減できた財源を子育て支援に充てるべきとの意見がありました。

このように、委員の間でもさまざまな意見が聞かれましたが、実際に保育所待機児童が発生している以上、これまでの対策を超えた対策が必要であるという点で意見は一致し、その際には、市長の政治的決断による思い切った予算配分などが必要であるとの意見がありました。

また、この点については、委員から、東京都千代田区の「子育て施策の

財源の確保に関する条例」の紹介がありました。これは、平成22年度から平成26年度までの5年間において「各年度の特別区民税歳入見込額のおおむね1パーセント程度の額を、子育て環境の整備・充実のための新規・拡充施策に要する経費にあてる」とするものです。

そのほか、育児休業明けの1歳児から小学校入学までの「途切れない保育」をキャッチフレーズにしてはどうかという意見や、逆に、財源が限られている現状に鑑み、例えば、保育所待機児童が多く発生している1・2歳児に焦点を当てた対策を実施する、また、保育所待機児童が多く発生している地域に集中的な施設整備を行うなどの提案もありました。

また、前述したとおり、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しており、今後は、これらの法律の枠組みに沿った施策展開が想定されます。こうした枠組み自体に問題が多いと指摘する声もありましたが、円滑な施策実施のため、庁内で「先取りプロジェクト」を立ち上げ、取り組みを進めるべきとの意見がありました。

(2) 本市において実施可能な保育所待機児童対策について（各論）

本市において実施可能と考えられる具体的な保育所待機児童対策についても、委員から多岐にわたる提言がありましたが、大きく分けて、特に施設整備を伴わない「ソフト面の保育所待機児童対策」、一定の施設整備を伴う「ハード面の保育所待機児童対策」のほか、「子ども・子育て関連3法を先取りする保育所待機児童対策」の3つがあったことから、以下で順に紹介します。

① ソフト面の保育所待機児童対策について

ア. 保育所入所点数制度の改善

保育所待機児童対策の前提として、真に保育を必要とする児童が認可保育所に入所できるような仕組みになっているかどうか重要です。

児童福祉法第24条第1項は、保護者から申し込みがあったときは、市町村の責任において、保育に欠ける児童を保育所で保育しなければ

ならないことを規定しています。一方、同条第3項は、やむを得ない場合は、保護者からの入所申し込みに対し、公正な方法で選考することができる旨を規定しています。そこで、本市においても、現在、保育所の入所については、あらかじめ世帯の状況を点数化した「保育所入所点数表」に基づき、選考を行っています。

この点、前述の児童福祉法第24条第1項の規定を重く見る立場から、本市の責任において、すべての児童を保育所に入所させなければならないとして、点数制には再考の余地があるという意見も聞かれましたが、公正な選考のために点数制そのものには合理性があるとする意見が大勢でした。

ただ、本市の点数制は1点から5点までの幅しかなく、同じ5点でも保育の必要性の度合いが異なっているのではないかと、最も保育を必要としている児童から順番に入所できるようにすべきであるとの意見が複数の委員から出されました。

例えば、他市においても、保育の必要性をできる限り細やかに把握するため、点数を細分化している例も見られることから、こうした先進事例を参考にすることが提案されました。あわせて、その際には、共働き世帯が増加し、多様な勤務形態が存在している現状を反映するとともに、できるだけ不公平感の少ない点数設定を行うようにとの意見がありました。

イ. 保育所入所受け付け窓口の充実

自治体の保育所入所受け付け窓口においては、入所申込書を受け付け、その結果を保護者に通知したり、その後も待機児童の保護者からの相談に適宜応じたりしています。

本市では、保育所に入所できなかった場合の待機手段（育児休業を取得する、子どもの祖父母に預かってもらうなど）等についても入所申し込み時に一定把握しているようですが、保護者の勤務形態によっては、認可保育所へ入所しなくても、特定保育を活用することで、十分にそのニーズを満たすことができるものと考えられます。

また、近年、私立幼稚園において、教育時間の前後や夏休みなどの休業日に園児を預かるサービス（預かり保育）を実施しているところが増えており、平成23年度から平成24年度にかけて幼稚園入園児童数が増加したのも、その影響が大きいと考えられます。しかし、本市の保育所入所受け付け窓口では、特に幼稚園の情報は提供していないとのことでした。

この点で参考になるのが、横浜市で全区に配置されている「保育コンシェルジュ」です。これは、子どもを預けて働きたい保護者の声に耳を傾け、きめ細かく対応する専門の相談員で、個々の事情に合わせた保育サービスを紹介し、場合によっては認可外保育施設の情報を提供することもあるようです。

本市においても多様な保育資源があることから、これを生かすためにも、こうした先進事例を参考に、保育所入所受け付け窓口において保護者の相談に応じて、きめ細かい対応を行う体制を構築するよう、複数の委員から提言がありました。

ウ. 広域入所制度の拡充

本市では、他市町村から本市に転入してきた際、以前から利用していた本市外の認可保育所への継続入所を希望する場合には、当該市町村と協議しながら、原則として、当該年度末までの最長6カ月に限り、これを認めています。

こうした広域入所制度は互恵的なものであり、現在、保育所待機児童が発生している本市としては、他市からの児童の受け入れが難しい状況ですが、本市周辺でも待機児童が発生していない自治体があり、もし余剰の保育資源があるのならば、これを有効に活用すべきです。

そこで、委員からは、特に勤務先や就学先、またその経路上にある自治体において待機児童が発生していない状況であれば、保護者の希望に基づき、こうした自治体にある認可保育所への入所を認めることで、本市の保育所待機児童の解消につながるのではないかとの意見がありました。

② ハード面の保育所待機児童対策について

ア. 既存施設等の有効活用

厳しい社会・経済情勢の中、本市として新規の保育施設を建設することは難しい状況であることから、既存の市有施設等を有効に活用する観点も必要です。本市においても、高陵幼稚園の余裕保育室を活用した禁野保育所分園の設置による定員増に取り組んだ実績があります。

この点、少子化が進行していることは間違いがなく、本市においても市立幼稚園4園が平成26年度をもって閉園となります。その後は、保育所や留守家庭児童会室への利用が検討されているとのことですが、委員からは、待機児童が多数発生している現状を考えれば、小・中学校の余裕教室や遊休地など、それ以外にも有効利用できる市有財産がないか、早急に検討を始めるべきとの意見が相次ぎました。

あわせて、その際には、担当の子ども青少年部だけでなく、教育委員会や資産活用を担う部署などを含めた庁内横断的なプロジェクトチームを作るべきとの意見も多くありました。

また、委員からは、東京都世田谷区立中学校の余裕教室を活用した公設民営の認証保育園の例が紹介されるとともに、先進都市研修で訪れた福岡市では、小学校の余裕教室を活用した保育所の分園設置が進められており、実際に担当者の話を聞くことができました。

学校の余裕教室を保育施設に活用する際には、こうした先進事例を参考にする必要があり、例えば、福岡市では、小学校の保護者に丁寧に説明し、理解を得るとともに、小学校の児童と保育園の園児の動線を分離するため、入り口も別に設定するなどの配慮が行われています。

また、保育施設は1階にあることが望ましいため、余裕教室が別の階にある場合には多数の教室のレイアウト変更が必要となり、結局、コスト面では新設と変わらない場合もあったとのこと、こうした点では慎重な検討が必要です。

イ. 事業所内保育施設の設置等の促進

国においては、事業所内保育施設の設置、拡大等を行う事業主（団体）に対し、その費用の一部を助成しています。こうした助成制度については、現在、本市のホームページでも情報提供を行っています。

本市においても、既に保育施設を設置している事業所もありますが、従業員のうち一定数は市民であると考えられるため、こうした取り組みが広がれば、本市の保育所待機児童の解消にもつながると考えられます。そこで、委員からも、本市としても補助金を交付するなど、事業所内保育施設の設置や拡大の促進を図ってはどうかという意見が出されました。

③ 子ども・子育て関連3法を先取りする保育所待機児童対策について

ア. 認定こども園の設置

前述のとおり、現在の認定こども園制度には、厚生労働省の所管部分と文部科学省の所管部分があり、手続などの面では課題がありますが、この点については一定の改善が予定されており、幼児期の学校教育と保育の総合的な提供を目指すことを大きな柱の一つとする子ども・子育て関連3法において、認定こども園は、中心的な施設になると考えられます。

これに対し、子ども・子育て関連3法そのものに反対であり、認定こども園、特に幼保連携型については問題点が多いとする意見もありましたが、他の委員からは、子ども・子育て関連3法の本格施行を見据え、まずは市内に認定こども園のモデル園を設置してはどうかとの提案がなされました。

この点については、担当の子ども青少年部から、高陵幼稚園の余裕保育室を活用して禁野保育所の分園を設置した効果として、幼稚園児が保育所に入所している乳幼児に対して優しく接しており、情操教育の面で役立っていることが報告されたことから、幼保連携型の認定こども園においても同様の効果が期待できます。

また、今後、幼稚園から認定こども園へ移行する際には、一定の施設改修等が必要になることから、認定こども園の普及、拡大のためには、こうしたハードルを下げる必要があるとの意見もありました。

この点については、移行を円滑に進めるため、今後、何らかの支援策が国から提示される可能性もあり、こうした動向を注視する必要があります。

イ. 家庭的保育事業の実施

家庭的保育事業（いわゆる保育ママ）は、保育者の居宅等で行われる小規模の異年齢保育です（保育者1人で児童3人まで、補助者がいる場合は児童5人まで保育が可能）。平成22年度から児童福祉法上に位置付けられ、府内では大阪市や堺市で実施されています。

大規模な設備投資が不要で、機動的な対応が可能であることから、子ども・子育て関連3法においても、特に都市部における待機児童解消策として期待されており、多数の委員から、本市においてもぜひ実施すべきとの意見がありました。

なお、家庭的保育事業は、先進都市研修で訪れた福岡市でも実施されており、ここでは、保育士資格を持ち、福岡市が認定した「家庭的保育者」が、賃貸アパートの一室などを使い、5人までの乳幼児（0～2歳児）の保育を行っています。

少人数ならではの落ち着いた環境から、入所待機中の代替措置としてではなく、当初から家庭的保育を希望する保護者もいるとのことで、保護者の多様な保育ニーズに対応する役割も担っているようです。

また、良質な保育を提供する観点から、認可保育所が運営するか、そうでない場合でも必ず認可保育所との連携のもとに運営されており、こうした運営方法が保護者に安心感を与えていたことから、家庭的保育事業を実施する際には、こうした先進都市の事例をぜひ参考にさせていただきたいと考えます。

4. おわりに

以上が本委員会における所管事務調査の概要ですが、保育所待機児童対策の現状を再認識することができたこと、また、委員から数々の貴重な提言がなされたことで、本調査は非常に有意義なものになったと考えます。事実、その後、平成25年2月14日に開かれた厚生委員協議会において、担当の子ども青少年部から、本報告の内容を先取りする形で、保育所入所受け付け窓口の充実や広域入所制度の拡充に取り組むことが報告され、この方針に沿って平成25年度当初予算案が提出されました。

本委員会としても、各委員の提言を真摯に受け止めていただき、その実現に向け、最初の一步が踏み出されたことに対しては率直に喜びを感じるとともに、関係者の御努力に深く感謝を申し上げます。

また、同協議会では、平成26年度の終了をもって閉園が決まっている市立幼稚園のうち2園の施設を、閉園後に保育所や地域子育て拠点として活用することも報告され、これも既存施設の有効活用を提言した本報告の方向性と軌を一にするものと考えます。

そのほか、新たに南部エリアを中心に5園で50人の認可保育所の定員増に取り組むことや、特定保育を実施する私立保育園の増加なども報告されており、保育所待機児童の解消に向け、こうした取り組みは今後も継続することが必要です。

ただ、決して本市の保育所待機児童対策がこれで十分というわけではなく、理事者の皆さんには、本報告を参考にするとともに、先進事例の調査、研究を怠ることなく、子育て世代が本市に住みたい、住み続けたいと思えるような子育て支援施策を早急に実施するよう求めます。

最後に、平成25年5月には本委員会の委員構成も変更となりますが、今後は、各委員が、一議員として、本市における保育所待機児童対策の経過を厳しく見守るとともに、必要があれば、一般質問の場などを活用し、改めて必要な提言を行うことを申し上げ、結びといたします。

平成25年3月5日

厚生常任委員会

委員長 西田政充

5. 開催状況

開催回等	開催日	会議内容等
第 1 回	平成24年11月 1 日	○本市における保育所待機児童対策の現状について、子ども青少年部から説明を受ける。その後、質疑応答
先進都市 研 修	平成24年11月 6 日	○「中学校の余裕教室を活用した子どもプラザの開設について」を調査事件として福岡市を訪問し、その中で、保育所待機児童対策についても、担当者から説明を受ける。その後、質疑応答
第 2 回	平成24年12月27日	○保育所待機児童対策に関する国の動向について、子ども青少年部から説明を受ける。その後、質疑応答 ○今後の保育所待機児童対策について、委員間で協議
第 3 回	平成25年 1 月28日	○今後の保育所待機児童対策について、委員間で協議
第 4 回	平成25年 2 月25日	○所管事務調査報告（案）の提示
第 5 回	平成25年 3 月 5 日	○所管事務調査報告（案）の確定

6. 厚生常任委員名簿

(委員名は議席順)

職 名	氏 名	所 属 会 派 等
委 員 長	西 田 政 充	民 主 市 民 議 員 団
副 委 員 長	上 野 尚 子	公 明 党 議 員 団
委 員	堤 幸 子	日 本 共 産 党 議 員 団
委 員	手 塚 隆 寛	平 和 ・ 自 治 ・ 市 民
委 員	岩 本 優 祐	未 来 に 責 任 ・ み ん な の 会
委 員	池 上 典 子	み ん な の 党 市 民 会 議
委 員	藤 田 幸 久	公 明 党 議 員 団
委 員	鷺 見 信 文	民 主 ク ラ ブ
委 員	福 留 利 光	民 主 ク ラ ブ